

島根県後期高齢者医療広域連合
保健事業計画

平成19年12月

島根県後期高齢者医療広域連合

目次

1	計画の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	策定の経緯	1
4	被保険者数の見込み	2
5	事業の内容	3
6	事業の実施	3
7	事業の評価	4

1 計画の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成 18 年 6 月に公布され、75 歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が平成 20 年 4 月に施行されます。

島根県においては、平成 20 年度におよそ 12 万人（全人口の約 16.3%）が被保険者となる見込みであり、今後ますます高齢化が進むことにより被保険者の増加が予想されます。これまで後期高齢者の多くが健康診査等を自らの健康管理に活用してきた実績（平成 18 年度では 75 歳以上の基本健康診査受診率が 50.1%）があり、後期高齢者医療においても、引き続き被保険者の健康保持増進を図るため、保健事業を実施します。

ついでには、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は構成市町村の協力のもと、健康診査や保健指導の機会を提供できる体制を確立し、疾病予防や重症化の防止を効果的に行うことにより、後期高齢者がいつまでもはつらつとした生活を送ることができるよう、本計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、平成 20 年度から平成 21 年度までの 2 年間を計画期間とし、以後 2 年ごとに見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。

3 策定の経緯

策定にあたっては、以下のとおり各方面より意見を聞きました。

（1）懇話会

○構成員

- ・被保険者代表（県老人クラブ連合会、県連合婦人会）
- ・医療関係代表（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会）
- ・公益・有識者代表（県民生児童委員協議会、行政相談委員）

○開催日時

- ・第1回 平成19年8月29日
- ・第2回 平成19年10月3日
- ・第3回 平成19年11月7日

(2) パブリックコメント

実施時期 平成19年11月7日から平成19年11月30日

4 被保険者数の見込み

被保険者数は、単年度で4,000人程度の増加が見込まれます。

単位：人

	平成20年度	平成21年度
75歳以上推計人口 ^(注1)	117,023	121,038
後期高齢者医療 被保険者見込数 ^(注2)	120,938	124,869
健康診査受診者見込数 ^(注3)	60,590	62,559

(注1)75歳以上推計人口：平成18年10月1日現在の人口をもとに、コーホート変化率法により推計

(注2)被保険者見込数：「(注1)による推計人口」＋「65～74歳認定者見込数」－「適用除外者見込数」

(注3)健康診査受診者見込数：平成18年度基本健康診査受診率実績(50.1%)に基づき推計

5 事業の内容

(1) 健康診査

糖尿病等の生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施します。

被保険者の利便性を確保するために、従来の被保険者の居住市町村における健康診査実施体制を活用し実施します。

(2) 健康相談

健康診査のデータを活用し、次のとおり健康相談を実施します。

①健康診査によって生活習慣病が発見された場合は、医療機関への受診勧奨を行います。

②個々の求めに応じた健康相談や指導の機会を提供できる体制づくりを、介護予防や健康増進事業を行う県及び構成市町村と連携して進めます。

(3) 健康教育

後期高齢者やその家族等に対し、健康保持増進のための情報提供を行い、生活習慣病の予防や健康管理等について、正しい知識の普及を図ります。

6. 事業の実施

計画の趣旨に則り、当該計画の期間における詳細な実施方法等を別に定め、取り組めます。

7. 事業の評価

健康診査によって生活習慣病が発見された被保険者の医療機関受診について指標を設定し、評価を行います。この評価を次期の計画策定に活用します。